

## 証明書の必要な感染症と登園のめやす(保存版)

麻疹	解熱した後 3 日を経過してから	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認めてから
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ 解熱した後 3 日を経過してから	溶連菌感染症	抗菌薬を内服後、 24～48 時間経過していること
風疹	発疹が消失してから	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
水痘	すべての水疱が痂皮*化してから 痂皮* = かさぶた	RS ウイルス感染症	呼吸器症状(咳・喘鳴)が消失し、 普段通りの体調であること
おたふくかぜ (流行性耳下腺炎)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが 発現して 5 日を経過してから、 かつ全身状態が良好になってから	手足口病	解熱後 1 日以上経過し、 口内炎の影響が落ち着き 普段の食事が摂れること
		ヘルパンギーナ	
プール熱 (咽頭結膜熱)	症状(発熱・咽頭発赤・目の充血)が 消失してから 2 日を経過してから	とびひ (伝染性膿痂疹)	発疹が乾燥しているか、湿潤部位が ガーゼでおおえる程度のものであること
百日咳	特有の咳が消失してから、 又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤 による治療が終了してから	ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノ等)	嘔吐・下痢の症状が治まり、 普段の食事が摂れること
結核	医師により感染のおそれがないと認めてから	りんご病 (伝染性紅斑)	普段通りの体調であること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111)	症状(腹痛、水様便、血便、発熱等)が治まり、 かつ抗菌薬の治療が終了し、48 時間あけ連続 2 回の検便検査の結果が陰性になってから	ヘルペス性歯肉口内炎	発熱がなく、よだれが止まり、 普段の食事が摂れること
		带状疱疹	すべての水疱が痂皮*化してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため、 結膜炎の症状が消失してから	突発性発疹	解熱し機嫌が良く、 普段通りの体調であること
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認めてから	※ <span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 1em; height: 1em; vertical-align: middle;"></span> の感染症は、かかりつけ医の診断に従い、保護者が登園可能か判断する場合があります。登園のめやすを参考に判断して下さい。	

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン 2012 年改訂版」をもとに制作しています。

# 証 明 書

園児氏名 \_\_\_\_\_

病 名 \_\_\_\_\_

上記患者について（該当番号に○をつける）

1. 治癒した
2. 感染のおそれがない
3. 集団保育に支障がない
4. 症状の（ \_\_\_\_\_ ）が消失したら登園可能である
5. \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から登園可能である

ことを証明する

社会福祉法人 米沢仏教興道会

（ \_\_\_\_\_ ） 園長殿

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医 師 名 \_\_\_\_\_

印